

ツアーオペレーターに関する諸外国の立法例及び旅行業法の問題点について

平成26年12月1日

一般社団法人日本旅行業協会 御中

弁護士 畑

敬



弁護士 小池 修 司



1 主要各国における旅行業の定義及び登録制度の概要について

諸外国は、いずれも旅行者保護の観点から日本の旅行業と同様の規制法を定めている。旅行業の定義は各国によってばらつきがあるものの、少なくとも「交通や宿泊等のサービスを組み合わせた旅行商品を旅行者に販売すること」を業とするという点では共通する。もっとも、本件の調査対象であるツアーオペレーター（旅行会社の委託を受けて手配を行う業態）が規制の対象になるかどうかについては、明文上言及する規定は存在しない。

(1) 米国（カリフォルニア州）

米国カリフォルニア州ビジネス・職業法の§17550 以下に旅行業に関する規制が定められている。

同法§17550.1(a)によれば、旅行業（Seller of Travel）とは、ホールセール（Wholesale）かりテール（retail）かを問わず、旅行を販売（sell）、提供（provide）、供給（furnish）、アレンジ（arrange）する等の業務をいう。

ツアーオペレーター業務がこの定義に含まれるかどうかは条文上明確ではないが、旅行業の対象を幅広く定義していることに鑑みれば、ツアーオペレーター業務も旅行業に含むものと解釈される可能性がある。

なお、§17550.1(b)では旅行業に該当しないものも複数列挙されており（ex.航空会社、船舶会社、宿泊施設の経営など）、ツアーオペレーターについてこれを除外する旨の規定はない。

また、同法§17550.20によれば、旅行業者は旅行業を開始する10日前までに、カリフォルニア州司法長官に対し登録（register）を申請しなければならない。日本における営業保証金と同様の制度も存在する（§17550.20 Adequate bond）。

(2) EU（全域に共通する考え方）

1990年6月に「EUのパッケージ旅行に関する理事会指令（Council Directive 90/314/EEC）」が制定され、EU加盟国はパッケージ旅行に関して消費者保護等に関する国内法を定める義務を負った。

同指令2条2項では「オーガナイザー（organizer:主催者）」を、「反復継続してパッケージ旅行を組織し、直接またはリテーラーを通じて販売、または販売のために提供する者をいう」と定義する。

一般的にオーガナイザーとは、日本におけるホールセラーと同義と考えられ、旅行者と直接の契約関係にあるものと考えられる。

他方で「販売のために提供する（offers them for sale）」行為がどのような範囲の行為を指すか明確でないが、文言どおりに捉えれば、旅行会社の委託を受けてパッケージ旅行の手配をする行為、すなわち本件調査の対象となるツアーオペレーターもこの中に含まれるのではないかと推察される。

なお、同指令2条3項「リテーラー（retailer:小売業者）」とは「オーガナイザーによって作られたパッケージ旅行を販売または販売のために提供する者」であり、日本における受託販売業に近いものと思われる。

(3) 英国

1992年制定の英国旅行者保護法（Package Travel, Package Holidays and Package Tour Regulations 1992）第2条(1)において、「オーガナイザー」についてEU指令と同一の定義規定が設けられており、ツアーオペレーターも含まれるものと考えられる。ただし、同法は適用範囲に関する規定が設けられており（3条）、英国領土内で販売されるパッケージ旅行のみが規制の対象となる。

また、英国はフライトプラスATOLという特殊なライセンス制を採用している。ATOLとは英国民間航空(CAA)が航空を伴う旅行について要求するライセンスで、破産の際の消費者保護のため営業保証金制度と同様のものが存在する。旅行者には契約の際にATOLによって保証された旅行であることの証明書も交付される。

(4) ドイツ

ドイツ民法典(BGB)第651条a以下に旅行契約に関する規定が存在する。EU指令のような定義規定は設けられておらず、EU指令の「オーガナイザー」は、ドイツ民法における「Reiseveranstalter」がこれに相当する（第651条a）。Reiseveranstalterは、旅行者に対し「旅行サービスの全体」を提供する義務を負うと定められている。

ドイツも英国と同様にライセンス制を取っていないが、営業令(GewO)38条1項4号により、旅行業を開始する者は当該地域を管轄する地方機関にその旨を報告

する義務がある。

(5) フランス

観光旅行法典（Code du tourisme）に旅行契約に関する定めが置かれているが、EU 指令のオーガナイザーに相当する語について定義規定がない。同法 L211-10 条ほかに出てくる l'organisateur がオーガナイザーに相当するものと考えられるが、詳細は不明である。

フランスにおいて旅行業を営むには行政の許可が必要である（1982 年 6 月 14 日観光大臣省令 1 条 1 項）。もっとも前述 l'organisateur の定義が明確でないため、ツアーオペレーターがこれに該当するかどうかについては明らかでない。

(6) 豪州

豪州では旅行業法（Travel Agent Act 1988）が旅行業に関する規制について定めていたが、2014 年 6 月 30 日に撤廃された。同国では、2012 年 12 月に TITP（Travel Industry Transition Plan（旅行産業移行計画））と呼ばれる旅行業の改革案が認可され、旅行業登録や営業保証金（TCF:Travel Compensation Fund）に関する規制が廃止される方向で議論が進められた。規制が撤廃された背景としては、インターネットの普及によって海外の旅行業者と直接に契約するケースが増え、登録にかかる膨大なコスト負担から国内の旅行業者が海外の業者との競争に勝てなくなっているという危機感がある。また、消費者保護については同国の消費者保護法制によって十分に保護が図られる上、営業保証金についても保険によって十分にカバーされているという認識が背景にある。

なお、豪州の旅行業法には、旅行業の定義規定が置かれている（9 Business of travel agent）。旅行業を営むためにはライセンス登録が必要である（12 Travel agents to be licensed）。無登録で旅行業を営んだり、無登録の者とパートナーシップ（Partnership）を結んで旅行業を営んだりすることに対しては制裁が科せられる。ツアーオペレーターが旅行業として登録の対象となるかどうかについては条文上明確でないが、販売（sell）またはアレンジ（arrange）する行為も旅行業であると定義されていることから、ツアーオペレーターがこの定義に含まれると解釈することも可能である。

(7) 韓国

観光振興法 3 条 1 項 1 号は、旅行業を「旅行者又は運送施設、宿泊施設その他旅行に使用される施設の経営者等のために、その施設の利用斡旋、契約締結の代理、旅行に関する案内その他の旅行便宜を提供する業」と定義しており「旅行者…のために」という概念について、間接的に旅行者のためとなるツアーオペレーター業務

も含むと解釈すれば、登録の対象となる。

なお、旅行業を営もうとする者は地方自治体に対する登録が必要である（同法4条）。

もっとも、この点に関する韓国の実態について、韓国大手旅行会社に確認したところ、日本の旅行会社の委託を受けて日本人観光客の地上手配を行うことについて規制が存在するかどうかは不明であるとの回答であり、韓国のツアーオペレーターの実態も日本と同様と思われる。同社からの問い合わせに対する韓国観光公社の回答によれば、旅行会社との取引を専業にする無登録のツアーオペレーターについては把握していないとのことである。最終的に日本の旅行会社と契約した日本の旅行者は日本の旅行業法によって保護されるため、大きな問題が生じないことから、そもそも問題として認識されていないのではないかと思われる。

(8) 中国

中華人民共和国旅行法2条は、「…旅行活動のために関係サービスを提供する経営活動にこの法律を適用する。」とある。また、同法28条では、「旅行者に旅行サービスを提供する者」について旅行主管部門の許可が必要である。ツアーオペレーターのような業務もまた「旅行者に旅行サービスを提供する」行為だと捉えた場合、同法の適用の対象であり、許可が必要になるものと考えられる。

なお、許可の必要な旅行業の範囲について同法29条に定めがあり、国内旅行、海外旅行、入国旅行（インバウンド）はいずれも旅行業登録の必要な業務である。

2 本件の背景に関する考察及びツアーオペレーターの実情

(1) 以上のように、旅行業者の委託を受けて現地手配を行う業務としてのツアーオペレーターについて、各国の法令に言及がないことには、いくつかの背景が存在する者と考えられる。

① 旅行業の概念に対する考え方の相違

我が国の旅行業法上、旅行業及び旅行業者代理業につき登録が必要である（法3条）。旅行業の定義は、企画旅行の造成・販売から個々の旅行関連サービスの手配に至るまでを網羅した広い概念である。

これに対し、海外、特に欧米における旅行業の分類は、旅行を企画する業務（ホールセラーまたはオーガナイザー）と、企画された旅行を販売する業務（リテラー）の2つに分類される。ツアーオペレーターは旅行を企画する業務の一部として前者に含まれるという考え方が広く定着しているものと推察される。このため、ツアーオペレーターについてあえて規制するという視点が抜け落ちているのではないかと思われる。

② 旅行形態の相違

日本で販売される海外旅行は、周遊型のツアーが企画されることが多数であり、複雑な現地手配を行う必要性がある。日本の旅行会社は自社で現地手配をする手間を省くためにも、地元の旅行業者に委託して現地手配を代行させることが多い。わが国の旅行業界ではこのような業務をランドオペレーターあるいはツアーオペレーターと呼んでいるが、日本独自の概念と思われ、海外でこのような業務について特別な呼称を用いている例は存在しない。なお、海外でツアーオペレーターという語を用いる例もあるが、その意味はホールセラーやオーガナイザーと同義である。

他方で、海外の旅行業者が販売する商品の多くが周遊型ではなく滞在型であり、地上手配の内容も複雑でないことから、ツアーオペレーターの需要が日本の旅行業界ほど高くないものと推察される。

以上のように、日本のツアーオペレーターの概念が日本独自のものとして発達したため、海外の法令では言及されず、議論の対象にもなっていないと推察される。

③ 旅行業法制定の歴史的経緯

いずれの国の旅行業法も、旅行業の登録や営業保証金などの制度が整備されており、これらは全て消費者保護の観点から重視して設けられたものである。ツアーオペレーターは、旅行業者からの委託を受けて旅行商品を手配するものであるから、消費者と直接の契約関係は生じない。旅行契約の履行上何らかの事故が発生した場合も、旅行者に対する責任は契約当事者たる旅行業者が全面的に負い、旅行業者とツアーオペレーターとの間では求償関係が残るのみである。

以上のように、旅行業に関する法規制は、専ら旅行者と直接的な契約関係を有する旅行業者の規制を中心に議論が進められてきたものであるため、ツアーオペレーターの業務については活発な議論がなされてこなかったと思われる。

旅行業法の前身である旅行あっ旋業法が制定された背景も、旅行費用を詐取するなどの悪質な旅行業者の取締りという観点から法規制が進められ、旅行者と直接の契約関係にある旅行業者の登録及び営業保証金等の制度が整備された。このため、ツアーオペレーターの業務については関心が払われてこなかったと思われる。

- (2) 以上のように、ツアーオペレーターの業務に対する法規制については、その概念が日本独自のものであることや、旅行者保護の観点からは大きな問題になりにくいことなども相まって、全くと言ってよいほど議論の対象とされていないのが実情である。各国のツアーオペレーターに対する規制について正面から論じた

文献もほとんど存在しない。

わが国ではかねてより、ツアーオペレーターの業務は旅行業者の裏方的存在として認識され、いわば下請けのような位置付けで旅行業者の委託に基づき手配業務を行っているものであった。

しかしながら、特にインバウンドにおいては、日本のツアーオペレーターが企画した旅行商品の販売を海外の旅行会社に積極的に提案しているという実態がある。日本のツアーオペレーターと海外の旅行会社の関係が、さながら欧州のオーガナイザーとリテーラーの関係性に接近し、かつてのような下請的存在ではなくなっている。ツアーオペレーターの実情に沿った規制のあり方について、今一度丁寧な議論を行うべきではないかと考えられる。

3 日本の旅行業法の問題点

- (1) わが国の旅行業法上、ツアーオペレーターは旅行業に該当しないことが旅行業法施行要領において定められている（同要領「第1」第1項5）。なお、同要領の文言上は「ランドオペレーター」であるが、本報告書における「ツアーオペレーター」と同義である。これは、旅行業法2条1項の「旅行者の募集のために」（1号）または、「旅行者のため」（3号及び6号）という文言を、旅行者との直接的な関係性に絞り込んで解釈したものである。

しかしながら、企画旅行について定めた旅行業法2条1項1号の「旅行者の募集のために」、手配旅行について定めた同項3号及び6号の「代理して契約を締結…する行為」とは、いずれも旅行業者と誰との間の契約であるかが明示されておらず、文理解釈上、必然的に旅行者との契約関係に限定されるという理解が成り立つわけではない。ツアーオペレーターの業務もまた「旅行者の募集のために」または「旅行者のため」になされるものであることに鑑みれば、直ちにツアーオペレーターを旅行業の範疇から除外するのは、近時の旅行実務の実態からかけ離れているのではないかと考えられる（図1）。

施行要領の法解釈は、旅行業法の規制の主眼が、日本の旅行業者と直接契約する日本人旅行者を保護するためにあることを重視している。すなわち、旅行業法上、旅行業者には、料金の揭示、約款の制定、取引条件の説明、書面の交付などの規制が存在する。これらの規制はいずれも旅行業者と直接取引をする旅行者を保護するためのものであるから、ツアーオペレーターの業態については旅行業法の規制が及ぶ余地がないという理解である。

しかしながら、旅行者と直接的な契約関係がないとはいえ、近時のツアーオペレーターの業務は、前述のように旅行の企画、手配を全面的に担っており、旅行の主権者すなわち欧州におけるオーガナイザーとしての位置付けに限りなく近接して

いる。このようなツアーオペレーターについても旅行業としての登録を不要とすることは、過度にツアーオペレーターを優遇することにならないかという疑問が生じる。

例えば、海外の旅行業者が日本のツアーオペレーターの提案に従って造成したインバウンド旅行商品を販売したが、ツアーオペレーターの故意・過失により旅行者に損害が生じたという場合、販売した旅行業者のみが責任を負うことになる。

ツアーオペレーターが旅行業者の下請け的存在として認識されていた時代であれば、このような結論にも問題はない。

しかしながら、以上のような結論は、ツアーオペレーターが実質的な旅行の主催者であるという近時の実態からは乖離したものである。旅行商品の企画・造成・実施において主導的な役割を果たすツアーオペレーターについて、旅行業法上何の規制も受けない存在としてよいのかどうか、疑問の生じるところである。

- (2) また、旅行業に関する旅行業法施行要領上の解釈によって、旅行業者代理業との関係性についても疑問が生ずる。

すなわち、旅行業者代理業とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため旅行業法2項1項1号から8号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業である（法2条2項）。一般的には、旅行業者を代理して旅行者と直接に取引を行う業務が旅行業者代理業だと理解され、ツアーオペレーターは前述の施行要領の解釈と同様に旅行業者代理業ではないとされている。

しかしながら、前述(1)と同様に、旅行業者の契約の主体が明文上は旅行者に限定されていない以上、旅行業者代理業者が締結する契約の相手方もまた、明文上は旅行者に限定されていない（図1）。

以上のように、旅行業法が明文上ツアーオペレーターの業務を旅行業または旅行業者代理業の範疇に収めているように読めるにも関わらず、旅行業法施行要領はツアーオペレーターを旅行業から除外しており、果たして両者の間に論理的整合性が取れているか、疑問である。

4 結論

- (1) 諸外国の法令におけるツアーオペレーターの位置付けについて

以上のとおり、諸外国の旅行業規制に関する法令においては、ツアーオペレーターと同様の業態がほとんど存在しないものと思われることから、直接的に言及した例は存在しない。

しかしながら、旅行業に関する各種の規制が旅行者保護を目的としている点では日本も諸外国も同じである。旅行者の視点に立てば、実質的に旅行を企画・実施し

ている者を旅行業者として登録の対象とすることが望ましいのではないだろうか。少なくとも欧州では「オーガナイザー」と呼ばれる旅行の主催者は法規制の対象となっているが、オーガナイザーと日本のツアーオペレーターはその業務の実態において多分に重複するものと思われる。

(2) ツアーオペレーターに対する法的規制の必要性に関する私見

諸外国の法令と旅行業法を比較しても、旅行の主催者（オーガナイザー）に近い位置付けとして機能する近年のツアーオペレーターについて、これを旅行業ではないとする理解には、旅行業法の条文及び旅行契約の実態のいずれとも齟齬を生じているものと思われる。したがって、以下のような私案により一部のツアーオペレーターを第一種または第二種旅行業もしくは旅行業者代理業として登録の対象とすべきである。

【私案】

旅行業法施行要領「第1」第1項5)を改訂し、海外で販売されるインバウンド（ただし、単品手配を除く）のツアーオペレーター業務を行う場合は、第一種または第二種旅行業、もしくは旅行業者代理業の登録を必要とする。

【理由】

日本国内で販売される企画旅行については、日本の旅行業法に基づく登録制度が整備されており、旅程管理義務の対象となるため、仮にツアーオペレーターの過失によって旅行者が損害を被った場合でも、旅行業者による損害賠償及び営業保証金、特別補償規程による保護が図られる。したがって、日本の旅行業者と取引を行うツアーオペレーターについては、従前のおり旅行業登録の対象とする必要はない。

他方、海外で販売される企画旅行、すなわちインバウンドについては、販売される国の法律によって旅行者保護の度合いは区々である。インバウンドで生じた損害を販売当事国の法律によって賄うことが不十分である場合、当該企画旅行を実質的に主催したツアーオペレーターの責任を問うこととなるが、無登録業者は実態が把握できないために責任を免れる危険性が高い。このような例では、旅行者が全く保護されない結果となり、訪日外国人観光客の日本向け旅行に対する信頼性を低下させる要因となりかねない。近時、格安訪日ツアーと称して中国人観光客が悪質な業者の食べ物にされる例がみられる。このような事例ではわが国のツアーオペレーターが関与している疑いがあるにも関わらず、旅行業登録の対象外であるがゆえに、罰則による規制もなく野放しとなっているのが現状である。

インバウンドのツアーオペレーターが実質的には国内の企画旅行と同等の旅行を取り扱っていることに鑑みれば、かかるツアーオペレーターの業務実態に合わせ、

第一種または第二種旅行業、もしくは第一種または第二種旅行業者の代理業者による登録の対象とすべきである。

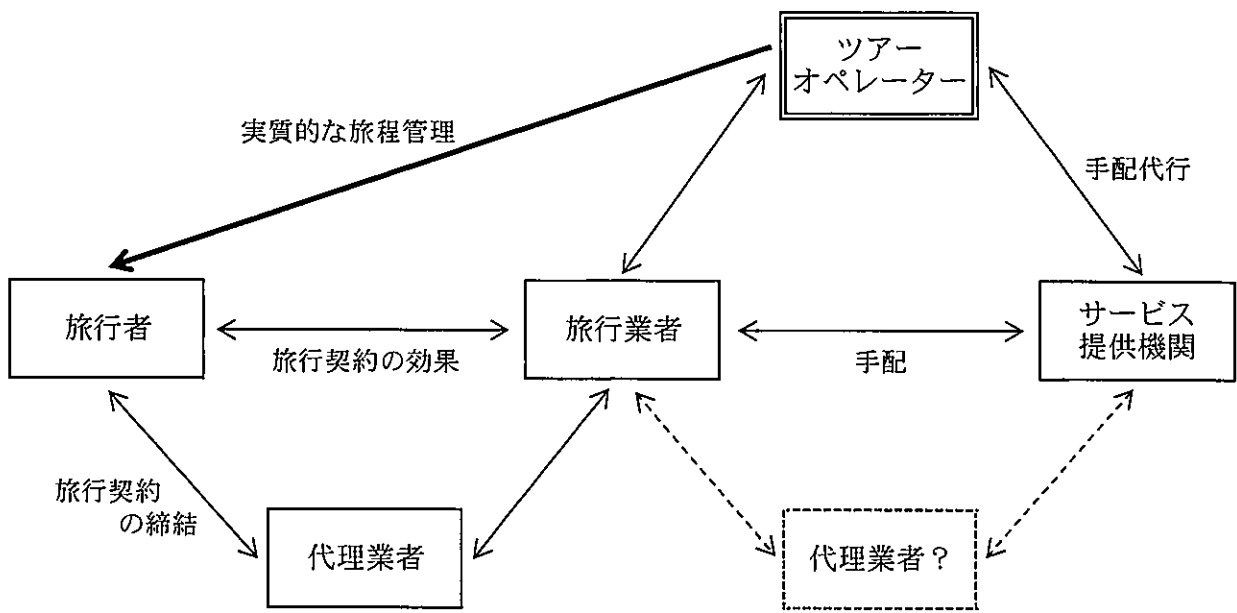
なお、単品手配については、旅行者とサービス提供機関との直接の契約であることから旅程管理義務が生じない。したがって、単品手配のみを取り扱うツアーオペレーターについては登録の対象外としてよい。

(3) 結語

旅行業法は、「旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ること」をその目的に掲げており（法 1 条）、旅行業の登録はこれらの立法目的を達成するために、旅行者の財産や安全を守るべく設けられた制度である。ツアーオペレーターが従来のような旅行業者の下請的存在から旅行の企画者・主催者としての色合いを強めている現状において、旅行者保護という登録制度の趣旨に鑑みれば、実質的に旅行商品を企画・主催しているツアーオペレーターも旅行業登録の対象とすべきではないかと考えられる。

以上

【図1】



(別紙)

参考文献 (順不同)

- ・三浦雅生「改正・旅行業法解説」自由国民社 (2007年)
- ・三浦雅生「改正・標準旅行業約款解説」自由国民社 (2006年)
- ・旅行業法制研究会「旅行業法解説」トラベルジャーナル出版部 (1983年)
- ・高橋弘「EUと日本における主催旅行契約 (募集型企画旅行契約) の近況」広島法学 30巻1号 (2006年)
- ・高橋弘「ドイツにおける EC パック旅行指令の改正問題の一斑(1)」広島法学 37巻1号 (2013年)
- ・高橋弘「ドイツにおける EC パック旅行指令の改正問題の一斑(2)」広島法学 37巻2号 (2013年)
- ・高橋弘「ドイツにおける EC パック旅行指令の改正問題の一斑(3)」広島法学 37巻4号 (2014年)
- ・石井昭夫「国際観光における消費者保護 ―「EU のパッケージ旅行に関する理事会指令」とその影響―」立教大学観光学部紀要 第1号 (1999年)
- ・石井昭夫「EU のパッケージ旅行規制法」立教大学観光学部紀要 第1号 (1999年)
- ・廣岡裕一「欧州のパッケージ旅行における旅行者に対する旅行業者の責任」政策科学 12-1 (2004年)
- ・廣岡裕一「現行の旅行業法の限界と旅行業約款の課題」和歌山大学観光学会 観光学 006 (2012年)
- ・岡村志嘉子「中華人民共和国旅行法」国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法 257 (2013年)
- ・周藤利一「観光振興法」一般財団法人土地総合研究所ホームページより
- ・中尾勝典「韓国の旅行業界における日本向け商品の造成と流通」下関市立大学産業文化研究所ホームページより
- ・角田光隆「EU 消費者法：契約法に関する消費者保護指令を巡って(1)」信州大学法学論集 14:1-88 (2010年)
- ・山上徹「ツアー・オペレーターの職能と国際旅行商品について」商学集志 65巻4号 (1996年)
- ・トラベルジャーナル 2010.10.25「時代遅れになったパッケージ旅行法」(2010年)
- ・トラベルジャーナル 2011.8.15-22「英国、DP の取り扱いに規制」(2011年)
- ・トラベルジャーナル 2012.4.23「バラ売りに適用される英国の旅行業規制」(2012年)
- ・トラベルジャーナル 2013.5.20「オペレーターとエージェントの違い」(2013年)
- ・トラベルジャーナル 2013.7.29「EU 旅行指令待望の改正」(2013年)

- ・トラベルジャーナル 2013.8.19-26 「EU 旅行指令が残す課題」 (2013 年)
- ・トラベルジャーナル 2013.9.16 「重くなるエージェント責任」 (2013 年)
- ・トラベルジャーナル 2013.10.28 「日本と欧州の消費者保護」 (2013 年)
- ・トラベルジャーナル 2014.2.24 「品質管理と旅の訴訟」 (2014 年)
- ・トラベルジャーナル 2014.3.17 「OTA は国境越える」 (2014 年)
- ・蔡芸琦「特別刑法判例研究 旅行業法の無登録営業罪の成立範囲」法律時報 86 卷 9 号 (2014 年)
- ・山下学「日本のランドオペレーターが海外旅行会社にパック旅行を販売した場合の消費税の輸出免税」T&Amaster No.466 (2012 年)

(別紙)

各国旅行法 参照条文 (旅行業の定義に関するもののみを抜粋)

1. 米国カリフォルニア州ビジネス・職業法

CALIFORNIA BUSINESS AND PROFESSIONS CODE

§ 17550.1. Seller of travel

(a) "Seller of travel" means a person who sells, provides, furnishes, contracts for, arranges, or advertises that he or she can or may arrange, or has arranged, wholesale or retail, either of the following:

(1) Air or sea transportation either separately or in conjunction with other travel services.

(2) Land or water vessel transportation, other than sea carriage, either separately or in conjunction with other travel services if the total charge to the passenger exceeds three hundred dollars (\$300).

(b) Seller of travel does not include any of the following:

(1) An air carrier.

(2) An ocean carrier.

(3) A hotel, motel, or similar lodging establishment where in the course of selling, providing, furnishing, contracting for, or arranging transient lodging accommodations and related services for its registered guests, it also arranges for transportation and does not directly or indirectly receive any money or other valuable consideration for arranging or providing that transportation.

(4) A person or organization certified under Part 5 (commencing with Section 12140) of Division 2 of the Insurance Code, except such a person or organization shall comply with the registration and fee provisions of Sections 17550.20 and 17550.21 for each location at which air or sea transportation is sold either separately or in conjunction with other travel services.

(5) A motor or rail carrier or water vessel operator holding the required permit, license, or other authority to operate from a state, federal, or other governmental entity.

(c) Notwithstanding any other provision of law, a reference in this article or Article 2.7 (commencing with Section 17550.35) to air or sea transportation or to an air or sea carrier, includes land or water vessel transportation, as described in subdivision (a), and a motor carrier or water vessel operator.

2 EUパッケージ旅行に関する理事会指令

Council Directive 90/314/EEC of 13 June 1990 on package travel, package holidays and package tours

Article 2

For the purposes of this Directive:

1. 'package' means the pre-arranged combination of not fewer than two of the following when sold or offered for sale at an inclusive price and when the service covers a period of more than twenty-four hours or includes overnight accommodation:

(a) transport;

(b) accommodation;

(c) other tourist services not ancillary to transport or accommodation and accounting for a significant proportion of the package.

The separate billing of various components of the same package shall not absolve the organizer or retailer from the obligations under this Directive;

2. 'organizer' means the person who, other than occasionally, organizes packages and sells or offers them for sale, whether directly or through a retailer;

3. 'retailer' means the person who sells or offers for sale the package put together by the organizer;

4. 'consumer' means the person who takes or agrees to take the package ('the principal contractor'), or any person on whose behalf the principal contractor agrees to purchase the package ('the other beneficiaries') or any person to whom the principal contractor or any of the other beneficiaries transfers the package ('the transferee');

5. 'contract' means the agreement linking the consumer to the organizer and/or the retailer.

3 英国旅行者保護法

PACKAGE TRAVEL, PACKAGE HOLIDAYS AND PACKAGE TOURS REGULATIONS

Reg 2

(1) In these Regulations--

"brochure" means any brochure in which packages are offered for sale;

"contract" means the agreement linking the consumer to the organiser or to the retailer, or to both, as the case may be;

"the Directive" means Council Directive 90/314/EEC on package travel, package

holidays and package tours;

"member State" means a member State of the Community or another State in the European Economic Area;

"offer" includes an invitation to treat whether by means of advertising or otherwise, and cognate expressions shall be construed accordingly;

"organiser" means the person who, otherwise than occasionally, organises packages and sells or offers them for sale, whether directly or through a retailer;

"the other party to the contract" means the party, other than the consumer, to the contract, that is, the organiser or the retailer, or both, as the case may be;

"package" means the pre-arranged combination of at least two of the following components when sold or offered for sale at an inclusive price and when the service covers a period of more than twenty-four hours or includes overnight accommodation:--

(a) transport;

(b) accommodation;

(c) other tourist services not ancillary to transport or accommodation and accounting for a significant proportion of the package,
and

(i) the submission of separate accounts for different components shall not cause the arrangements to be other than a package;

(ii) the fact that a combination is arranged at the request of the consumer and in accordance with his specific instructions (whether modified or not) shall not of itself cause it to be treated as other than pre-arranged;

and

"retailer" means the person who sells or offers for sale the package put together by the organiser.

4 ドイツ民法

Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)

Untertitel 2 Reisevertrag

§ 651a Vertragstypische Pflichten beim Reisevertrag

1(1) Durch den Reisevertrag wird der Reiseveranstalter verpflichtet, dem Reisenden eine Gesamtheit von Reiseleistungen (Reise) zu erbringen. Der Reisende ist verpflichtet, dem Reiseveranstalter den vereinbarten Reisepreis zu zahlen.

5 フランス観光旅行法典

Code du tourisme

Art. L 211-1

I.-Le présent chapitre s'applique aux personnes physiques ou morales qui se livrent ou apportent leur concours, quelles que soient les modalités de leur rémunération, aux opérations consistant en l'organisation ou la vente :

- a) De voyages ou de séjours individuels ou collectifs ;
- b) De services pouvant être fournis à l'occasion de voyages ou de séjours, notamment la délivrance de titres de transport, la réservation de chambres dans des établissements hôteliers ou dans des locaux d'hébergement touristique et la délivrance de bons d'hébergement ou de restauration ;
- c) De services liés à l'accueil touristique, notamment l'organisation de visites de musées ou de monuments historiques.

Le présent chapitre s'applique également aux opérations de production ou de vente de forfaits touristiques, tels que ceux-ci sont définis à l'article L. 211-2, ainsi qu'aux opérations liées à l'organisation et à l'accueil de foires, salons et congrès ou de manifestations apparentées dès lors que ces opérations incluent tout ou partie des prestations prévues aux a, b et c du présent I.

Art. L 211-10

Le contrat conclu entre le vendeur et l'acheteur doit comporter, selon les modalités fixées par voie réglementaire, toutes indications relatives aux noms et adresses de l'organisateur, du vendeur, du garant et de l'assureur, à la description des prestations fournies, aux droits et obligations réciproques des parties en matière notamment de prix, de calendrier, de modalités de paiement et de révision éventuelle des prix, d'annulation ou de cession du contrat et à l'information de l'acheteur avant le début du voyage ou du séjour.

6 豪州旅行業法

Travel Agents Act 1988

9 Business of travel agent

(1) For the purposes of this Act but subject to this section, a person carries on business as a travel agent if the person, in the course of a business, sells or arranges for the sale of or advertises that he or she is willing to sell or arrange for the sale of—

- (a) rights to travel; or

- (b) rights to travel and accommodation.
- (2) A person does not carry on business as a travel agent—
 - (a) by reason only of anything done in the course of his or her employment; or
 - (b) by reason only of selling, or arranging for the sale of, rights to travel in a vehicle owned by him or her; or
 - (c) by reason only of selling, or arranging for the sale of, rights to accommodation at a place owned by him or her.
- (3) For the purposes of this section, a person is the owner of a vehicle or place of accommodation if the person has lawful possession of the vehicle or place of accommodation.

7 韓國觀光振興法

관광진흥법

제 3 조(관광사업의 종류)

① 관광사업의 종류는 다음 각 호와 같다.

1. 여행업 : 여행자 또는 운송시설·숙박시설, 그 밖에 여행에 딸리는 시설의 경영자 등을 위하여 그 시설 이용 알선이나 계약 체결의 대리, 여행에 관한 안내, 그 밖의 여행 편의를 제공하는 업

8 中国旅遊法

中国旅遊法

第 2 条 在中华人民共和国境内的和在中华人民共和国境内组织到境外的游览、度假、休闲等形式的旅游活动以及为旅游活动提供相关服务的经营活动, 适用本法。

第 28 条 设立旅行社, 招徕、组织、接待旅游者, 为其提供旅游服务, 应当具备下列条件, 取得旅游主管部门的许可, 依法办理工商登记: (1)有固定的经营场所; (2)有必要的营业设施; (3)有符合规定的注册资本; (4)有必要的经营管理人员和导游; (5)法律、行政法规规定的其他条件。

第 29 条 旅行社可以经营下列业务: (1)境内旅游; (2)出境旅游; (3)边境旅游; (4)入境旅游; (5)其他旅游业务。旅行社经营前款第二项和第三项业务, 应当取得相应的业务经营许可, 具体条件由国务院规定。